

同性パートナーに犯罪被害給付金の支給を求める弁護士声明

1 令和4年（2022年）8月26日、名古屋高等裁判所は、同性パートナーを殺害された原告（控訴人）が、犯罪被害者等給付制度に基づき遺族給付金の支給を求めたところ、不支給とされたため、その裁定の取消を求めて提起した訴訟について、請求を棄却した一審判決に対する控訴について、控訴を棄却する判決（以下、「本判決」といいます。）を言い渡しました。

本判決は、

- ・ 犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」について、婚姻の届出をすることができる関係であることが前提となっており同性カップルはそもそも対象外であるとして同性間の関係を含まない
- ・ 同条項に同性間の関係を含むとする解釈は法的安定性を害する
- ・ 被害者と同性の者を「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に含まないとする規定は憲法14条に違反しない

としました。

2 しかし、本判決には、以下のとおり重大な問題があります。

(1) まず、犯給法5条1項1号の対象が、婚姻の届出をすることができる関係に限られるとする点について、本来、「婚姻関係と同様の事情にあった者」と言えるかどうかは、当事者が「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む」という婚姻の本質に照らして判断されねばならず、このことは同性でも異性でも変わりがないことを看過しています。

また、婚姻の届出をすることができる関係に限られるとは、他の法令の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の解釈において、重婚的關係や近親婚的關係であっても該当性を肯定してきた判例法理と整合しません。法律で明確に禁止されている重婚や近親婚でも事実婚配偶者として保護するのが現行法の解釈であるのに、なぜ同性間について事実婚が成立する余地すら認めないのかは、説明されていません。

(2) 次に、本判決は、②同性間の共同生活関係を含むと解釈した場合、遺族給付金の支給対象となる第一順位の遺族が変わり、法的安定性を害する結果となるとします。しかし、遺族給付金の支給対象となる第一順位の遺族が変わるという事態は、異性同士の事実婚関係でも起こり得ます。

たとえば、法律婚をしていない被害者が殺害された事案では、事実婚をしていた場合に親や子ではなく事実婚配偶者が第一順位となり得ます。また、法律婚をしていた被害者に重婚的内縁関係にある内縁配偶者がいた場合にも、法律婚配偶者を第一順位とすべきか、事実婚配偶者を第一順位とすべきかは、法律婚が破綻していたかどうかという具体的事実関係によって決められます。

このように、事実婚配偶者に当たるか否かによって第一順位の遺族が変わることは、異性同士の事実婚においても起こり得るにもかかわらず、本判決は、殊更に同性同士の関係にのみ生じる弊害であるかのように取り上げて、具体的事実関係にか

かわらず一切の適用の余地を否定しており、端的に差別的で

- (3) さらに、③本判決は、犯罪被害者等給付金の支給対象をどのように定めるかは立法府の裁量にゆだねられており、同性間の共同生活関係を、異性間の共同生活関係と同視すべきであるとする社会的な意識が醸成されていない限り、同性パートナーを支給対象に含めないことは立法裁量を逸脱するものではないとしたうえで、現時点で、同性間の共同生活関係を異性間の共同生活関係と同視すべきとする社会的な意識は醸成されていないとして、憲法14条に違反する不合理な差別にはあたらないとしました。

ア この点について、まず、法律が少数者を差別的取扱いをしているという場面で「社会的な意識の醸成」を要するということは、多数者が容認しない限り立法裁量が制限されないことを意味し、差別的な社会であるほど少数者が護られないということになり、人権保障の観点を欠くものです。

イ また、本判決は、社会的な意識の醸成がなされた場合として、同性パートナーについて法的に様々な保護をする立法が存在することを挙げていますが、同性パートナーを保護する様々な法律が存在しながら、犯給法だけが適用を除外されているということは、通常想定し難いものです。このような状況であれば、犯給法についても、同性パートナーにも適用する運用がなされている蓋然性が高いといえ、設定する前提自体が非現実的と言わざるを得ません。

加えて、国会の立法裁量統制の前提として、法律を制定するという立法活動を要求することは、立法裁量を統制しないことを言明したようなものであり、司法の役割を放棄するものです。

ウ さらに、社会的な意識の醸成がなされていたか否かという評価についても、本判決には重大な誤りがあります。

すなわち、本判決も認定している通り、民間企業においては、同性パートナーを配偶者として取り扱う様々なサービスが普及していること、地方公共団体ではパートナーシップ制度が次々に作られていることは、社会の中で同性パートナーを異性パートナーと同様に取り扱うべきだ、取り扱ってほしいという意識が醸成されている結果にほかなりません。このことは、本判決も認定したように、意識調査において半数以上が同性婚を認めるべきとする回答結果が出されていることにも示されています。本判決は、国が同性パートナーを保護する立法を一切していないことをもって、社会的意識がいまだ醸成されていないと指摘しますが、社会のニーズに応える企業や地方自治体の工夫や努力、意識調査の結果を全く無視しており、いったいどのような状況になれば社会的意識が醸成されたと認定するのか不明です。

- (4) また、本判決は、犯罪被害者等給付制度は、一種の見舞金的な性格を有するものであり、損害の填補や犯罪被害者の権利保護を主たる目的としているとはいえないとして、立法府に広範な裁量が認められるとしています。

しかし、たとえ見舞金的な性格であっても、犯罪被害者等給付金は、犯罪行為により重大な被害を受けた犯罪被害者等が、加害者から損害賠償が得られず、他に救済制度がない現状において、最後のセーフティーネットとして被害回復、生活再建にとって重要な意義を有します。本判決は、犯罪被害者等基本法の言う「犯罪被害者

等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営む」ための支援として大きな役割を果たしていることを軽視しています。

- (5) さらに、本判決は、これまでに憲法14条違反が認定された国籍取得要件、非嫡出子の差別規定、再婚禁止期間については重要な権利又は婚姻に対する直接的制約を課すものとして、犯罪被害者等給付金が受給できるかどうかの問題とは事柄が違っていると述べています。

しかし、これは、犯罪被害者等基本法の下で、犯罪被害者等給付制度が被害回復、生活再建という犯罪被害者等の権利の擁護のために拡充されてきた経過を無視しています。

- 3 本判決は、性的指向は自らの意思や努力によって変えることのできない属性であり、同居している相手方が殺害された場合、同性パートナーか異性パートナーかという事柄が精神的苦痛の大小を左右するとは認められないとしながら、精神的苦痛を受けた同性パートナーについては、給付制度の対象外としました。

判決も認定するとおり、性的指向は自らの意思や努力によって変えることのできないものであるうえ、人の人格の核心にかかわるものです。このような性的指向に基づく別異取扱いは、原則として肯定されるべきものではありません。

そうであるにもかかわらず、少数者の権利を護るべき司法がその役割を放棄し、同性愛者については法的に保護しなくても国民の信頼は損なわれないとするかのような本判決は、同性愛者に対する差別・偏見を助長するものであり、到底納得のできるものではありません。控訴人は、この判決を不服として、最高裁判所に上告する方針です。

- 4 被控訴人である愛知県が平成31年3月に改訂した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」には「性的少数者に対する差別や偏見をなくし、正しい理解と認識を深めるために、必要な施策を実施します」と明記されています。また、令和4年4月1日に施行された「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の第15条第2項には、「県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする」と定められています。

その一方で、控訴人は、被害者と同性であったことを理由として、今も、本件犯罪被害について、何の保障もされていません。これは、性的少数者に対する差別に他なりません。

わたしたちは、上告審である最高裁に対して正しい判断を行うよう求めていくとともに、愛知県に対しても、犯罪被害給付制度において同性カップルを適用対象とするよう改めて強く求めます。

以上

令和4年（2022年）8月29日

同性パートナーに犯罪被害給付金の支給を求める弁護団